議案第15号

京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

税込みにより規定している料金等について、税抜きによる規定に改めるため。

(別記)

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(京丹後市水道給水条例の一部改正)

第1条 京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第23条中「合計額」の次に「に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」を加え、同条第1号の表中「1,009円」を「917円」に改め、同号の表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削り、同条第2号の表中「180円」を「163円」に、「191円」を「173円」に、「203円」を「184円」に、「214円」を「194円」に、「225円」を「204円」に、「538円」を「489円」に、「281円」を「255円」に改め、同号の表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削り、同条第3号の表を次のように改める。

(3) メーター使用料(月額)

口径	金額
1 3 mm	48円
2 0 mm	7 6 円
2 5 mm	8 6 円
3 0 mm	1 5 2 円
4 0 mm	2 5 7 円

5 0 mm	3 6 2 円
7 5 mm	1,248円
1 0 0 mm	1,476円
1 5 0 mm	3,200円

第28条第2項本文中「次に定める額」の次に「に消費税等相当額を加算した額」を加え、同項の表中「46,200円」を「42,000円」に、「110,000円」を「100,000円」に、「171,600円」を「156,000円」に、「246,400円」を「224,000円」に、「437,800円」を「398,000円」に、「684,200円」を「622,000円」に、「1,537,800円」を「1,398,000円」に、「2,734,600円」を「2,486,000円」に、「6,151,200円」を「5,592,000円」に改め、同項の表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削る。

第29条第1項中「次に定めるところにより」を「次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定める金額(第6号にあっては、当該額に消費税等相当額を加算した額)とし」に改め、同項第6号中「1,000円」を「909円」に改め、同項第8号中「第2号から第4号まで」を「第3号から第5号まで」に改める。

(京丹後市公共下水道条例の一部改正)

第2条 京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「金額」を「合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律 第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「別表第2に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相 当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第1及び別表第2を次のとおり改める。

別表第1(第19条関係)

公共下水道使用料

区分	汚水量	金額(月額)
基本料金	5 m³まで	710円
超過料金	$6\mathrm{m}^3\sim 50\mathrm{m}^3$	1 4 6 円
(1 m³につき)	$5 \ 1 \ \text{m}^3 \sim 1 \ 0 \ 0 \ \text{m}^3$	151円
	100m³を超える分	162円
営業用温泉排水 (1 m³につき)		5 2 円
仮設水洗トイレ 1基につき		7 1 0 円

別表第2(第19条関係)

メーター使用料

口径	金額 (月額)
1 3 mm	48円
2 0 mm	7 6 円
2 5 mm	86円
3 0 mm	1 5 2 円
4 0 mm	2 5 7 円

5 0 mm	3 6 2 円
7 5 mm	1,248円
1 O O mm	1,476円
1 5 0 mm	3,200円

(京丹後市集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「金額」を「合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律 第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「別表第3に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第3に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第2及び別表第3を次のとおり改める。

別表第2(第16条関係)

排水処理施設使用料

区分	汚水量	金額 (月額)
基本料金	5 m³まで	7 1 0 円
超過料金	$6\mathrm{m}^3\sim 50\mathrm{m}^3$	146円
(1m³につき)	$5 \ 1 \ \text{m}^3 \sim 1 \ 0 \ 0 \ \text{m}^3$	151円

	100m³を超える分	162円
営業用温泉排水 (1 m³ k	こつき)	5 2 円
仮設水洗トイレ 1基に	こつき	7 1 0 円

別表第3(第16条関係)

メーター使用料

口径	金額 (月額)
1 3 mm	48円
2 0 mm	7 6 円
2 5 mm	86円
3 O mm	1 5 2 円
4 0 mm	2 5 7 円
5 0 mm	3 6 2 円
7 5 mm	1,248円
1 O O mm	1,476円
1 5 0 mm	3,200円

(京丹後市浄化槽条例の一部改正)

第4条 京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項本文中「金額」を「合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年 法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号) に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「別表第2に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項本文の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第1中「781円」を「710円」に、「161円」を「146円」に、「167円」を「151円」に、「179円」を「162円」に、「58円」を「52円」に改め、同表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削る。

別表第2中「使用料」を「金額」に、「53円」を「48円」に、「84円」を「76円」に、「95円」を「86円」に、「168円」を「152円」に、「283円」を「257円」に、「399円」を「362円」に、「1,373円」を「1,248円」に、「1,624円」を「1,476円」に、「3,520円」を「3,200円」に改め、同表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削る。

別表第3の1の表を次のように改める。

別表第3(第21条関係)

(1) 基本調整額

区分	金額 (月額)
基本調整額	3 7 0 円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第28条並びに第29条第1項本文及び同項第6号の 改正規定は、令和5年10月1日から、第1条の規定中第29条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市水道事業給水条例第23条の規定は、令和5年10月分として徴収する料金から適用 し、同年9月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京丹後市公共下水道条例第19条並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月分と して徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第16条並びに別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10 月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の京丹後市浄化槽条例第21条並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月 分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)新旧対照表【第1条関係】

現行			改正案			
京丹後市水道事業給水条例			京丹後市水道事業給水条例			
平成16年4月1日					平成16年4月1日	
		条例第206号				条例第206号
第1条~第22条 (略)			第1条	~第22条	(略)	
(料金)			(料:	金)		
 第23条 料金は、次に定めるところ	らにより算定し	た額の合計額	第23条	料金は、	、次に定めるとこ	ろにより算定した額の合計額に消費税
			等相	当額(消費	税法(昭和63年法	律第108号)に基づき消費税が課される
						て得た額及び地方税法(昭和25年法律第
						される額に同法に基づく税率を乗じて
		 とする。				<u>口算した額(当該額に1円未満の端数が生</u> てるものとする。以下同じ。)とする。
(1) 基本料金(月額)		とりる。	$\frac{C/3}{(1)}$	<u>- とさは、</u> 2 基本料金		<u>てるものとする。以下向し。/</u> とする。
		井				# + -\m\ \
基本水量 5m ³		基本料金 1,009円	5m ³	基 华	水量	<u>基本料金</u> 917円
OIII	() 沿 道	<u>1,009</u> 7 発税及び地方消費税込み)	OIII			311 1
 (2) 超過料金(月額1m³につき)	<u>\ (日)</u>	(枕及()地刀(f)負(枕心())	(2)	担温料.全	:(月額1m³につき)	
水量		超過料金	(2)		N量	超過料金
		<u> </u>	6m ³ DJ	上31m³未満	小里	超過程並 163円
31㎡以上51㎡未満		191円		上51m ³ 未満	ii	173円
51m ³ 以上101m ³ 未満		203円		上101m ³ 未注		184円
101m³以上201m³未満		214円		以上201m³未		194円
201m ³ 以上		225円	201m³Ļ	以上		204円
臨時用(6m³以上)		する場合は <u>538円</u>	臨時用	(6m ³ 以上)		工事に使用する場合は <u>489円</u>
	6箇月以内の	一時的使用は281円				6箇月以内の一時的使用は <u>255円</u>
(消費税及び地方消費税込み)						
(3) メーター使用料(月額)			(3)	メーター	使用料(月額)	
口径 13mm		53円		口径		<u>金額</u>

現行		
	20mm	84円
	25mm	95円
	30mm	168円
	40mm	283円
	50mm	399円
	75mm	1,373円
	100mm	1,624円
	150mm	3,520円

(消費税及び地方消費税込み)

第24条~第27条 (略)

(加入金)

第28条 (略)

2 加入金の額は、次に定める額<u></u>とする。 ただし、改造をする場合の加入金の額にあっては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

口径	金額
13mm	46, 200円
20mm	<u>110,000円</u>
25mm	<u>171, 600円</u>
30mm	246, 400円
40mm	<u>437, 800円</u>
50mm	684, 200円
75mm	1,537,800円
100mm	2,734,600円
150mm	6, 151, 200円

(消費税及び地方消費税込み)

3 • 4 (略)

(手数料)

	以止条
13mm	<u>4</u> 8円
20mm	76円
<u>25mm</u>	86円
30mm	152円
40mm	257円
50mm	362円
<u>75mm</u>	<u>1,248円</u>
100mm	<u>1,476円</u>
150mm	3,200円

34工安

第24条~第27条 (略)

(加入金)

第28条 (略)

__とする。 2 加入金の額は、次に定める額<u>に消費税等相当額を加算した額</u>とする。 口径に係る ただし、改造をする場合の加入金の額にあっては、申込みの口径に係る する。 加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

口径	金額
13mm	42,000円
20mm	100,000円
25mm	156,000円
30mm	224,000円
40mm	398,000円
50mm	622,000円
75mm	1,398,000円
100mm	2, 486, 000円
150mm	5, 592, 000円

3 • 4 (略)

(手数料)

	
現行	改正案
第29条 手数料は、次に定めるところにより	第29条 手数料は、次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定
	める金額(第6号にあっては、当該額に消費税等相当額を加算した額)と
、申込者から申込みの際これを徴収する。	<u>し</u> 、申込者から申込みの際これを徴収する。
(1) \sim (5) (略)	(1) \sim (5) (略)
(6) 開栓又は第18条第1項第1号及び第2号の水道使用中止・給水装置	(6) 開栓又は第18条第1項第1号及び第2号の水道使用中止・給水装置
廃止に伴う閉栓手数料 1件につき <u>1,000円</u>	廃止に伴う閉栓手数料 1件につき 909円
(7) (略)	(7) (略)
(8) 第33条第2項の給水装置の確認検査手数料 第2号から第4号まで	(8) 第33条第2項の給水装置の確認検査手数料 第3号から第5号まで
に掲げる手数料の額	に掲げる手数料の額
2 (略)	2 (略)
第30条~第43条 (略)	第30条~第43条 (略)
	<u>附 則</u>
	(施行期日)
	1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第28条並びに第29
	条第1項本文及び同項第6号の改正規定は、令和5年10月1日から、第29条
	第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。
	(経過措置)
	2 この条例による改正後の京丹後市水道事業給水条例第23条の規定は、
	令和5年10月分として徴収する料金から適用し、同年9月分までの分と
	して徴収する料金については、なお従前の例による。

京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)新旧対照表【第2条関係】

京丹後市公共卜水直条例(平成16年京丹後市条例第210号)新旧対照表【第2条関係】				
現行	改正案			
京丹後市公共下水道条例	京丹後市公共下水道条例			
平成16年4月1日	平成16年4月1日			
条例第2105	条例第210号			
第1条~第18条 (略)	第1条~第18条 (略)			
(使用料)	(使用料)			
第19条 使用料は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚力	第19条 使用料は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水			
量に応じ、別表第1に定める額により算出した <u>金額</u>	量に応じ、別表第1に定める額により算出した合計額(次項において「使			
	用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)			
	に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び			
	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に			
	同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当			
	<u> </u>			
とする。	る。以下同じ。)とする。			
2 汚水量を認定するため、第21条のメーターを設置した場合は、 <u>別表質</u>				
2に定めるメーター使用料を徴収する	規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター			
•	使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする。			
3 (略)	3 (略)			
第20条~第41条 (略)	第20条~第41条 (略)			
別表第1(第19条関係)	別表第1(第19条関係)			
<u>公共下水道使用料</u>	公共下水道使用料			
<u>(月額</u>	<u> </u>			
区分 活水量 金額	区分 汚水量 会額(月額)			

<u>区分</u>	<u>汚水量</u>	<u>金額</u>
基本料金	5m³まで	781円
超過料金	$6\text{m}^3\sim 50\text{m}^3$	161円
(1m³につき)	$51\text{m}^3 \sim 100\text{m}^3$	167円
	100m³を超える分	179円
営業用温泉排水(1m³に	<u>つき)</u>	58円
仮設水洗トイレ 1基	こつき	781円

区分	<u>汚水量</u>	金額(月額)
基本料金	5m³まで	710円
超過料金	$6\text{m}^3\sim 50\text{m}^3$	146円
(1m³につき)	$51\text{m}^3 \sim 100\text{m}^3$	151円
	100m³を超える分	162円
営業用温泉排水(1	m³につき)	52円
仮設水洗トイレ	1基につき	710円

現行			改正案		
(消費税及び地方消費税込み)					
別表第2(第19条関係)			別表第2(第19条関係)		
メーター使用料			メーター使用料		
		(月額)			
口径	13mm	53円	<u>口径</u>	<u>金額(月額)</u>	
	20mm	84円	13mm	<u>48円</u>	
	25mm	<u>95円</u>	20mm	<u>76円</u>	
	30mm	168円	25mm	<u>86円</u>	
	40mm	283円	30mm	<u>152円</u>	
	50mm	399円	40mm	<u>257円</u>	
	75mm	1,373円	<u>50mm</u>	362円	
	100mm	1,624円	75mm	1,248円	
	<u>150mm</u>	3,520円	100mm	<u>1,476円</u>	
			150mm	3,200円	
	(消費	費税及び地方消費税込み)			
			<u>附 則</u>		
			(施行期日)		
			1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。		
			(経過措置)		
			2 この条例による改正後の京丹後市公共下水道条例第19条並びに別表		
			第1及び別表第2の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適		
			用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前		
			<u>の例による。</u>		

京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)新旧対照表【第3条関係】

京月後中集俗拼亦是 <u>哇</u> 尼成未例(十成10十余月	及印采例第212万/利山对黑衣【第5未舆除】			
現行	改正案			
京丹後市集落排水処理施設条例	京丹後市集落排水処理施設条例			
平成16年4月1日	平成16年4月1日			
条例第212号	条例第212号			
第1条~第15条 (略)	第1条 (略)			
(使用料)	(使用料)			
第16条 使用料は、使用月において使用者が排水処理施設に排除した汚水量に応じ、別表第2に定める額により算出した <u>金額</u>	第16条 使用料は、使用月において使用者が排水処理施設に排除した汚水量に応じ、別表第2に定める額により算出した合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるも			
とする。	<u>のとする。以下同じ。)</u> とする。			
2 汚水量を認定するため、第18条のメーターを設置した場合は、 <u>別表第</u> 3に定めるメーター使用料を徴収する	2 汚水量を認定するため、第18条のメーターを設置した場合は、 <u>前項の</u> 規定にかかわらず、使用料額に別表第3に定める区分に応じたメーター 使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする。			
3 (略)	3 (略)			
第17条~第35条 (略)	第17条~第35条 (略)			
別表第1 (略)	別表第1 (略)			
別表第2(第16条関係)	別表第2(第16条関係)			
使用料金表				
<u>区分</u> <u>汚水量</u> <u>金額</u>	<u>区分</u> <u>汚水量</u> <u>金額(月額)</u>			

区分	汚水量	金額
基本料金	5m³まで	781円
超過料金	$6\text{m}^3\sim 50\text{m}^3$	161円
(1m³につき)	$51 \text{m}^3 \sim 100 \text{m}^3$	167円
	100m³を超える分	179円
<u>営業用温泉排水(1m³につき)</u>		<u>58円</u>

<u>区分</u>	<u>汚水量</u> 金額(月額	
基本料金	5m³まで	710円
超過料金	$6 \text{m}^3 \sim 50 \text{m}^3$	146円
(1m³につき)	$51\text{m}^3 \sim 100\text{m}^3$	151円
	100m³を超える分	162円
営業用温泉排水(1m³につき)		52円

現行		改正案				
仮設水洗トイレ 1基につき <u>781円</u>		<u>仮設水洗トイレ 1基につき</u> <u>7</u>				
	<u>(</u> 消費	貴税及び地方消費税込み)				
別表第3(第16	5条関係 <u>)</u>		別表第3(第16条関係)			
メーター	-使用料		メーター使用料			
		(月額)				
口径	<u>13mm</u>	53円	口径	金額(月額)		
	20mm	84円	13mm			
	25mm	95円	20mm		<u>76円</u>	
	<u>30mm</u>	<u>168円</u>	25mm		<u>86円</u>	
	<u>40mm</u>	283円	30mm		152円	
	50mm	399円	40mm	257円		
	75mm	1,373円	<u>50mm</u>	<u>362円</u>		
	100mm <u>1,624円</u>		75mm	1,248円		
		100mm	1,476円			
			150mm		3,200円	
	(消費	費税及び地方消費税込み)			_	
			<u>附 則</u>			
			(施行期日)			
		1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。				
			(経過措置)			
			2 この条例による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第16条並び			
		に別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料				
			月分までの分として徴収する使用	用料については、な		
			お従前の例による。	_		

京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)新旧対照表【第4条関係】

現行 改正案 京丹後市浄化槽条例 京丹後市浄化槽条例 平成16年4月1日 平成16年4月1日 条例第214号 条例第214号 第1条~第20条 (略) 第1条~第20条 (略) (使用料) (使用料) 第21条 使用料は、使用月において使用者が浄化槽に排除した汚水量に応 第21条 使用料は、使用月において使用者が浄化槽に排除した汚水量に応 じ、別表第1に定める額により算出した金額 じ、別表第1に定める額により算出した合計額(次項において「使用料額」 という。) に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号) に基づき 消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法 (昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づ く税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円 未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同 とする。ただし、使用者が負担する浄化槽使用に伴うブロワ電気 じ。)とする。ただし、使用者が負担する浄化槽使用に伴うブロワ電気 代の負担軽減を図るため、別表第3第1号に定める基本調整額を基本料金 代の負担軽減を図るため、別表第3第1号に定める基本調整額を基本料金 の金額から減じることに加え、別表第3第2号に定める使用者が使用する の金額から減じることに加え、別表第3第2号に定める使用者が使用する ブロワの消費電力の区分に応じた調整汚水量を減じた汚水量により使 ブロワの消費電力の区分に応じた調整汚水量を減じた汚水量により使 用料を算出するものとする。 用料を算出するものとする。 2 汚水量を認定するため、第23条のメーターを設置した場合は、別表第 2 汚水量を認定するため、第23条のメーターを設置した場合は、前項本 2に定めるメーター使用料を徴収する 文の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメー ター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とす <u>る</u>。 3 (略) 3 (略) 第22条~第34条 (略) 第22条~第34条 (略) 別表第1(第21条関係) 別表第1(第21条関係) 浄化槽使用料 浄化槽使用料 汚水量 金額(月額) 汚水量 金額(月額) 区分 区分 710円 基本料金 5m³まで 781円 基本料金 5m³まで

161円

超過料金

 $6\text{m}^3\sim50\text{m}^3$

146円

 $6 \text{m}^3 \sim 50 \text{m}^3$

超過料金

現行			改正案				
(1m³につき)	$51 \text{m}^3 \sim 100 \text{m}^3$	167円	(1m³につき) 51m³~100m³		151円		
		179円		100m³を超える	る分	162円	
営業用温泉排水(1m	³ につき)	58円	営業用温泉排水(1m³k	こつき)		52円	
仮設水洗トイレ 1	基につき	781円	仮設水洗トイレ 1基	につき		710円	
	<u>(</u> 消	費税及び地方消費税込み)					
別表第2(第21条関係	系)		別表第2(第21条関係))			
メーター使用料	4		メーター使用料				
口径	<u>f</u>	<u></u> (月額)	口径		<u>金額</u>		
13mm		53円	13mm			48円	
20mm		<u>84円</u>	20mm			<u>76円</u>	
25mm		95円	25mm			86円	
30mm		<u>168円</u>	30mm			152円	
40mm		283円	40mm		257		
50mm		399円	50mm		362		
75mm		1,373円	75mm			1,248円	
100mm		1,624円			1,476円		
150mm		3,520円			3,200円		
	<u>(消</u>	費税及び地方消費税込み)					
別表第3(第21条関係	系)		別表第3(第21条関係))			
(1) 基本調整額			(1) 基本調整額				
基本調整額		407円	区分		<u>金</u>	:額(月額)	
			基本調整額			<u>370円</u>	
(2) (略)			(2) (略)				
			附 則				
			(施行期日)				
			1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。				
		(経過措置)					
			2 この条例による改正後の京丹後市浄化槽条例第21条並びに別表第1、				
			型 ま第9及び別表第3の相党は 会和5年10日分として機切する使用料が				

現行	改正案	
	ら適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお 従前の例による。	

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 3 月定例会

議案の 件 名

議案第15号 京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について 政策等 の区分

計画 • 事業 • 条例

その他(

≪政策等の概要≫			《市民参加	0の状況	>>	•			
京丹後市水道事業及び下水道事業に係る水ち、消費税等相当額を含むものについて、消抜き)単価に改めるものである(内税方式か、 改定後の料金等は、別紙「料金等改定案」	i費税等相当額を ら外税方式への移	含まない(税	有 •	((パブリ	ックコメン	トを実施した場	合は、その結果的	等を含む。)
【対象条例】	口4口夕周笠000	~ =\	≪財源措置	『の状況)		事業でない場合	合は、全体事業の	見込状況を記入)	(単位:千円)
京丹後市水道事業給水条例(平成16年4京丹後市公共下水道条例(平成16年4月			総事業費	-	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
• 京丹後市集落排水処理施設条例(平成16 • 京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市	5年京丹後市条例		R5年度 5.1	133					5,133
≪政策等の必要性≫	- 11/3/32 1 1 3/		-		果及び経費	の状況≫			
令和5年10月、適格請求書等保存方式(り、請求書等において税率ごとに区分した消じることから、現在税込みで規定されているめるとともに、税抜金額を明確にし、かつ料するものである(内税方式から外税方式への)	續税額等を明示 5料金等を税抜き ↓金等と消費税を	する必要が生 での規定に改				当額を分	離することで	で、内訳の明研	産化を図 (
≪提案に至るまでの経緯≫			≪総合計画	事等の整理	合≫				
R5.2.1 例規審查委員会で改正条例案につ R5.2.14 京丹後市上下水道事業審議会での				総合計画計画項目		きれいな	な水を循環させ	せる上下水道の	整備
			○その他の	の計画(該	核当する場合	うのみ)			
				計画名称	ī				
《政策等の実施時期》				策定年度					
・水道料金及び下水道使用料は、令和5年9月 令和5年10月分として徴収する料金等から			+□ 11 ↔0	計画期間		∠ =⊞		(左の担合は マ	の夕称)
一つれる中では対しては収りる科立等ができた。	ノ旭市のでる/にの	から、 3万に天	担当部		担当	日直末	<u> </u>	(有の場合は、そ	の名例)
・水道加入金及び開栓・閉栓手数料は、令和!	5年10月1日から	施行する。	上下水道	 部	経営企画	1整備課	旬・ 無 料金等	穿 改正案	

◎改定する料金等

水道事業:水道料金(基本料金、超過料金及びメーター使用料)、水道加入金及び開栓・閉栓手数料

下水道事業:使用料(使用料、メーター使用料及び基本調整額(ブロワ電気代の負担軽減))

【水道料金】

			1 1 1 3
IJ	目	現行(税込み)	改定案(税抜き)
基本料金(5㎡)		1,009	917
	6m²~30m³	180	163
+T) G #SI A	31㎡~50㎡	191	173
	51㎡~100㎡	203	184
超過料金 1㎡当たり金額	101m~200m	214	194
	201 m³∼	225	204
	臨時用(6㎡~)工事用	538	489
	臨時用(6㎡~)一時使用	281	255

【下水道使用料】

単位:円

項目		現行(税込み)	改定案(税抜き)
基本料金(5㎡)		781	710
却温料本	6m²~50m³	161	146
超過料金 1㎡当たり金額	51m²~100m³	167	151
11111111111111111111111111111111111111	101 m³∼	179	162
営業用温泉排水1㎡当	たり金額	58	52
仮設水洗トイレ1基当	たり金額	781	710

【水道メーター使用料】

単位:円

単位:円

【下水道メーター使用料】

単位:円

Į	目	現行(税込み)	改定案(税抜き)
	13mm	53	48
	20mm	84	76
	25mm	95	86
 口径	30mm	168	152
(月額)	40mm	283	257
(7) 627	50mm	399	362
	75mm	1,373	1,248
 	100mm	1,624	1,476
	150mm	3,520	3,200

	項目	現行(税込み)	改定案(税抜き)
	13mm	53	48
	20mm	84	76
	25mm	95	86
口径 (月額)	30mm	168	152
	40mm	283	257
(/) (//	50mm	399	362
	75mm	1,373	1,248
	100mm	1,624	1,476
	150mm	3,520	3,200

【水道加入金】

150mm

単位:円

口径	現行(税込み)	改定案 (税抜き)
13mm	46,200	42,000
20mm	110,000	100,000
25mm	171,600	156,000
30mm	246,400	224,000
40mm	437,800	398,000
50mm	684,200	622,000
75mm	1,537,800	1,398,000
100mm	2,734,600	2,486,000

【水道手数料】

単位:円

単位:円

項目	現行(税込み)	改定案(税抜き)
開栓・閉栓手数料	1,000	909

【基本調整額(ブロワ電気代の負担軽減)

項目	現行(税込み)	改定案(税抜き)
基本調整額	407	370

単位:円(税込み)

【(参考)条例改正前後における請求金額の比較】

①20㎡/月使用 ※水道料金には、口径13㎜メーター分を含む。

6,151,200

分類	条例改正前(A)	条例改正後(B)	差額B-A
水道料金	3,762	3,751	-11
下水道使用料	3,196	3,190	-6

②30㎡/月使用 ※水道料金には、口径13mmメーター分を含む。 単位:円 (税込み)

5,592,000

分類	条例改正前(A)	条例改正後(B)	差額B-A
水道料金	5,562	5,544	-18
下水道使用料	4,806	4,796	-10